第１号様式の２（その７）（第２条関係）

整備基準適合状況表（人的支援を代替措置とする場合）

施設の名称

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代替措置とする整備基準 | 代替措置基準 | 判定 |
| １　主たる利用経路 |
| 階段又は段を設けないこと。 | 　次のいずれかに該当し、かつ、管理者等により、高齢者、障害者等が移動することが可能であること。□階段又は段に仮設の傾斜路又は手すりを設置□管理者等が出入口を容易に視認できること。□道等から出入口までの経路において、管理者等と通話することができる設備を設置 |  |
| ２　階段 |
| 両側に手すりを設置 | 　次のいずれにも該当すること。□階段の片側に手すりを設置□管理者等により、高齢者、障害者等が移動することが可能であること。 |  |
| ３　階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 |
| 主たる利用経路を構成する傾斜路の基準（幅、勾配及び踊場の設置） | 　次のいずれかに該当し、かつ、管理者等により、高齢者、障害者等が移動することが可能であること。□傾斜路に手すりを設置□管理者等が出入口を容易に視認できること。□道等から出入口までの経路において、管理者等と通話することができる設備を設置 |  |
| ４　便所 |
| 多目的トイレに、十分な空間を確保 | 　次のいずれにも該当すること。□便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）内に、次に定める構造の便房を１以上設置ア　腰掛便座、手すり等が適切に配置イ　管理者等により、車椅子使用者が使用することが可能であること。□当該便房及び便所の出入口の幅は、80cm以上□車椅子使用者が移動する際に支障となる段を設けないこと。□当該便房及び便所の出入口に戸を設ける場合は、内開き戸としないこと。 |  |
| ４の２　敷地内の通路 |
| 主たる利用経路を構成する傾斜路の基準（幅、勾配及び踊場の設置） | 　次のいずれかに該当し、かつ、管理者等により、高齢者、障害者等が移動することが可能であること。□傾斜路に手すりを設置□管理者等が出入口を容易に視認できること。□道等から出入口までの経路において、管理者等と通話することができる設備を設置 |  |
| ５　エレベーター |
| 籠の奥行きは、135cm以上 | 　次のいずれにも該当すること。□籠の奥行きは、110cm以上□管理者等により、高齢者、障害者等が移動することが可能であること。 |  |
| ６　標識 |
| 標識の設置 | □管理者等が適切に高齢者、障害者等の案内をすること。 |  |
| ７　案内板等 |
| 案内板その他の設備及び調剤受取用文字表示 | □管理者等が適切に高齢者、障害者等の案内をすること。 |  |
| ８　視覚障害者利用経路 |
| 視覚障害者利用経路の設置 | 次のいずれかに該当し、かつ、管理者等により、高齢者、障害者等が移動することが可能であること。□道等から管理者等と通話することができる設備まで容易に到達することができる場合□道等から出入口までの経路を、管理者等が容易に視認できること。 |  |
| ９　受付カウンター及び記載台 |
| 車椅子使用者が円滑に使用できる構造 | □管理者等により、高齢者、障害者等が使用することが可能であること。 |  |
| 10　公衆電話台 |
| 車椅子使用者が円滑に使用できる構造 | □管理者等により、高齢者、障害者等が使用することが可能であること。 |  |